

提出意見

主な内容	下記の該当するものに○をつけてください（※複数選択可）
	処分方法 ・ 処分時期 ・ 風評対策 ・ その他
	<p>トリチウム汚染水の海洋放出には反対です。トリチウム汚染水の海洋放出は、福島事故の被災者であり、今なお放射能汚染に苦しめられている福島県民等に一層の被ばくを強要するものであり、「一般公衆の被ばく線量限度 1mSv/年」を担保した法令（告示）の趣旨に違反します。福島事故前のバックグラウンド線量 0.04 μSv/時を基準として追加される被ばく線量を 1mSv/年（屋外 8 時間・屋内 16 時間として 0.19 μSv/時相当）未満に抑制するため全力を尽くすことこそが、東京電力と政府の責任です。トリチウム汚染水は海洋放出を断念し、トリチウム以外の核種を現在の技術で可能な限り除去した上で、タンク貯蔵とグラウト固化埋設の併用等で陸上保管すべきです。</p> <p>福島県民等は福島第一原発事故で原子力災害に見舞われた原子力被災者であり、事故直後には約 8 万人が強制的に避難させられ、約 400 万人が放射線管理区域（外部放射線量が 1.3mSv/3 ヶ月 (0.6 μSv/h) 超または表面密度で α 核種 4kBq/m² 超、その他 40kBq/m² 超) に相当する汚染地での生活を余儀なくされ、「一般公衆の被ばく線量限度 1mSv/年」を超えて被ばくさせられました。その影響はまだ続いています。</p> <p>旧避難指示区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域では、汚染レベルが十分下がっていないのに、2014 年 4 月の田村市を初めとして、「20mSv/年の基準（空間線量率で推定された年間積算線量が 20mSv 以下になること）」で避難指示が解除されてきました。避難指示解除の要件には、これ以外に、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること」および「県、市町村、住民との十分な協議」が挙げられていますが、除染しても 1mSv/年未満には下がらず、インフラも整備できないため、住民の多くは、子どもを連れての帰還を拒否しています。ところが、住民の声は踏みにじられ、他の要件は無視され続けています。他方、避難指示解除は、避難支援打ち切りに直結しています。2017 年 3 月末で「自主避難者」への住宅の無償提供が打ち切られ、2019 年 3 月末には旧避難区域（南相馬市、浪江町、川俣町、葛尾村、飯館村）からの避難者約 2,200 世帯への仮設・借り上げ住宅提供も打ち切られました。国民が憲法で保証されるべき基本的人権が踏みにじられているのです。</p> <p>被災前の自然放射線量率 0.04 μSv/h を基準として、これを超える追加被ばく線量が 1mSv/年（空間線量率 0.19 μSv/h 相当）を超えないように、徹底した対策を講じることこそが、東京電力と政府の第一の義務であるはずで、「緊急時被ばく状況」（参考レベルとして 20～100mSv/年を強要）や「現存被ばく状況」（1～20mSv/年の下方部分を参考レベルとし、長期的に 1mSv/年を目指す）など現行法令にないものを根拠にして、「一般公衆の被ばく線量限度 1mSv/年」を超える被ばくを強要することは許されません。事故時に放出された放射能で今でも福島県民等の多くが 1mSv/年を超えて追加被ばくさせられて続けています。そのうえさらに「1mSv/年までの追加なら許される」と主張するのは「一般公衆の被ばく線量限度 1mSv/年」を担保する法令（告示）の趣旨に反します。憲法違反です。</p> <p>地下水バイパスやサブドレン・地下水ドレンの排水濃度の運用基準を準用してトリチウム汚染水の海洋放出を強行するのは、「希釈を行わない」との運用基準に違反し、「ALPS 処理水は海洋放出しない」との約束に違反します。さらに、被災前の自然放射線量率 0.04 μSv/h を基準として追加される被ばく線量を規制し、「一般公衆の被ばく線量限度 1mSv/年」を担保する法令（告示）の趣旨に違反します。</p>